

# 素案

## 山口市森林・林業ビジョン

令和6年3月

山口市



---

市長挨拶

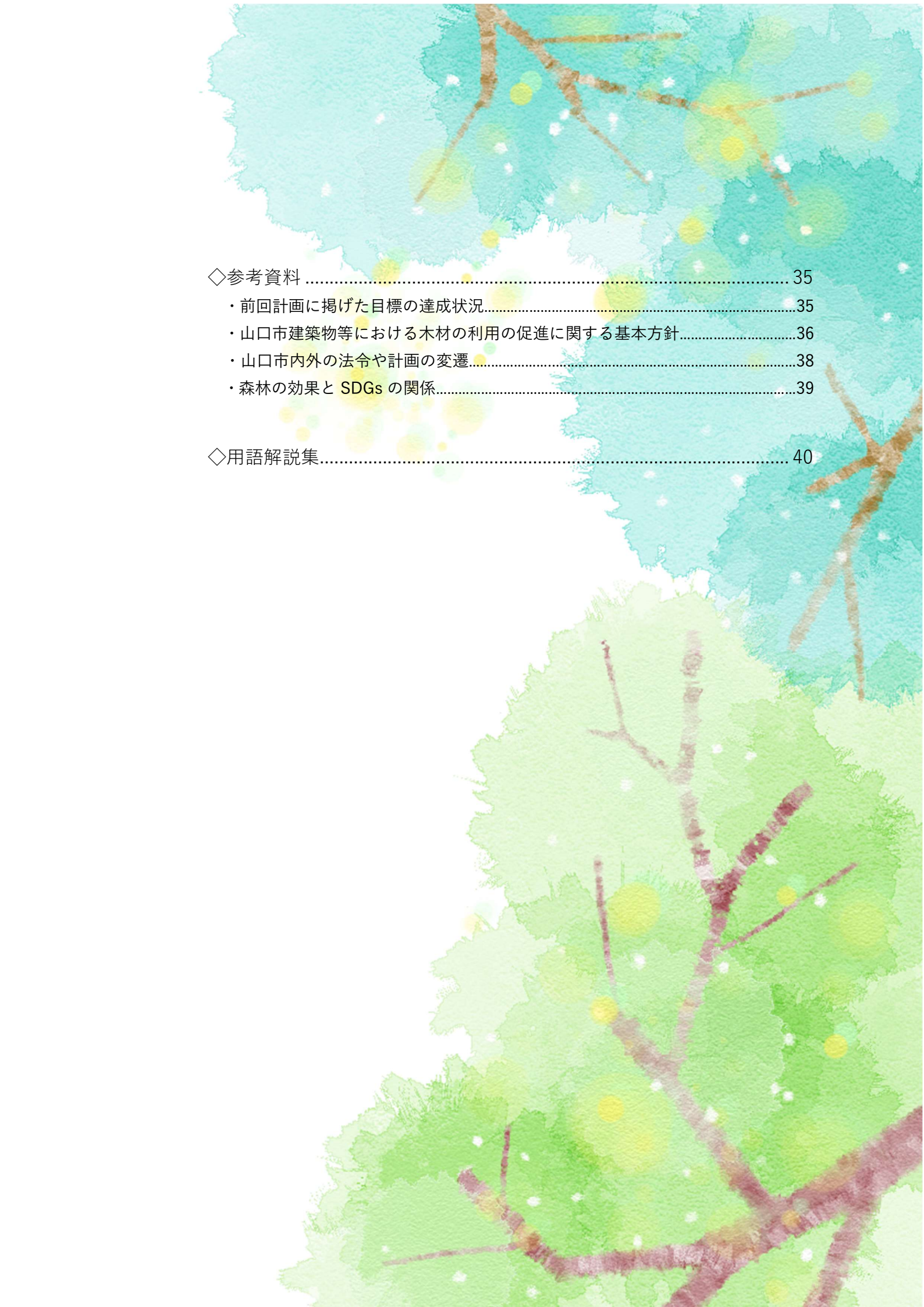
---

作成中



## 目次

<b>第1章 ビジョン策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1-1 背景.....	1
1-2 目的.....	2
1-3 位置づけ.....	3
1-4 計画期間.....	4
<b>第2章 山口市の森林・林業の状況</b> .....	<b>5</b>
2-1 現状.....	5
2-2 市民アンケート調査結果.....	9
2-3 森林・林業をめぐる本市の課題等.....	12
<b>第3章 目指す森林・林業の姿</b> .....	<b>13</b>
3-1 理念.....	13
3-2 施策の展開方策.....	13
3-3 基本方針.....	14
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>15</b>
4-1 施策の体系.....	15
4-2 施策の内容.....	17
<b>第5章 施策推進に向けた連携体制と各主体の役割</b> .....	<b>30</b>
5-1 連携体制.....	30
5-2 各主体に期待される役割.....	31
<b>第6章 今後10年間の具体的な目標</b> .....	<b>33</b>
◇参考資料.....	35
◇用語解説集.....	40



◇参考資料 .....	35
・ 前回計画に掲げた目標の達成状況.....	35
・ 山口市建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針.....	36
・ 山口市内外の法令や計画の変遷.....	38
・ 森林の効果と SDGs の関係.....	39
◇用語解説集.....	40

# 第1章 ビジョン策定にあたって

## 1-1 背景

### (1) 山口市の現状

本市は、本州西端にある山口県のほぼ中央に位置し、南は瀬戸内海に面し、東は防府市と周南市、西は美祢市と宇部市、北は萩市、島根県津和野町、吉賀町に接しています。面積は 1,023.23 km<sup>2</sup>という広大な市域を有し、その約 75%にあたる 772.4 km<sup>2</sup>を森林が占めます。

本市の森林資源の多くは、北部地域に集中しており、良質土壌のため生産性の高い森林が形成され、また主要河川上流域に位置するため、水源かん養保安林も多く指定されています。中部地域及び南部地域は、市街地や住宅地等で人口が集中しており、市民の森林とのふれあいの場としての森林公園が整備されています。



### (2) 社会情勢等の変化

森林・林業を取り巻く環境は、森林を維持管理してきた森林所有者の高齢化や不在村化の進行、林業従事者の激減、中山間地域での過疎化の進行や木材価格の低迷等、依然厳しい状況となっています。さらに、維持管理の手が十分に行き届かない森林が増加しており、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に支障をきたす恐れが生じています。

こうしたことから、国において、林業の成長産業化と森林資源の適正な管理の両立を図るため、平成 31 年度に森林経営管理法に基づく新たな森林システムである「森林経営管理制度」の創設がされたところです。

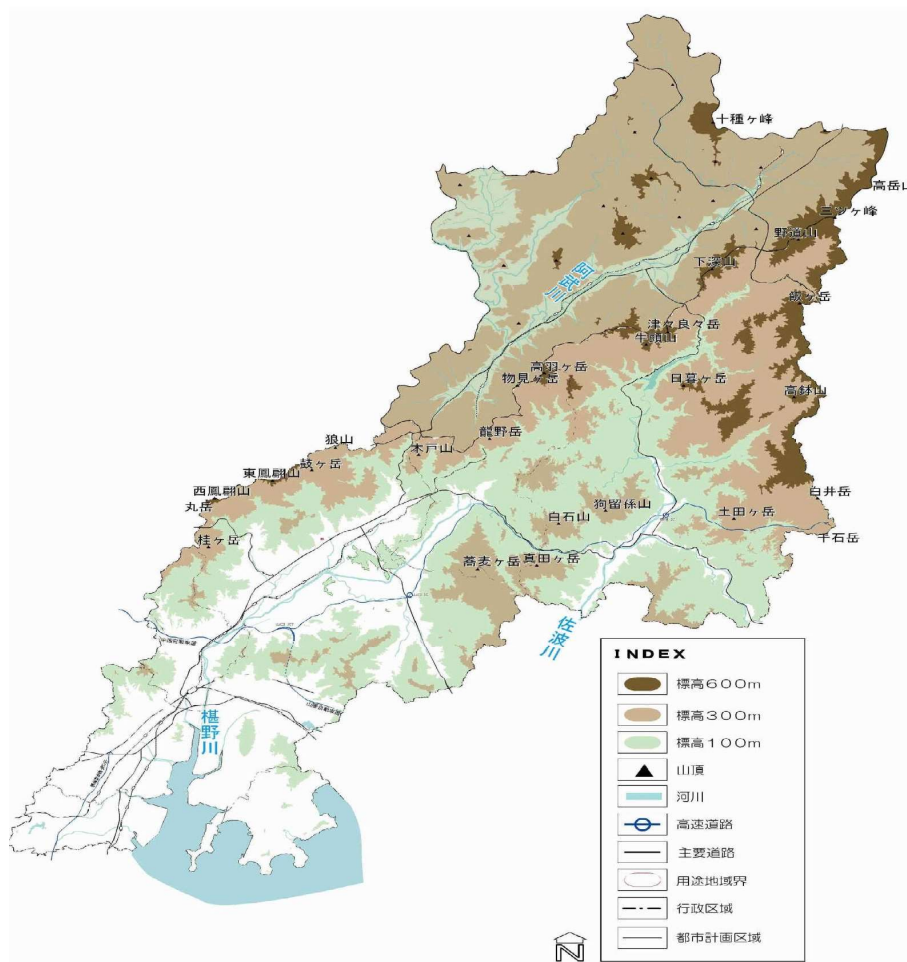
また、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年度より「森林環境譲与税」の譲与が始まり、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされました。

森林は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、木材の供給等の多面的機能を有しており、特に近年の短時間強雨の発生回数、長時間降雨の増加による山地災害の頻発や、国による 2050 年カーボンニュートラル宣言、国連サミットにおける持続可能な開発目標「SDGs」の採択等を背景に、森林の多面的機能に対する期待が高まりをみせています。

## 1-2 目的

本市の森林の多面的機能を将来にわたり発揮し続けるため、平成25年3月に「山口市森林・林業ビジョン」を策定し、本市の理念である「森林・林業の50年後のあるべき姿」を示すとともに、その実現に向けて取組むべき施策の展開方策と内容を明らかにし、はじめの10年間で「着手の10年間」と位置づけ、森林所有者、林業従事者のみならず、市民、企業、地域が一体となった「オールやまぐち」で、各種森林・林業施策を展開してきたところです。

ビジョン策定から10年が経過し、計画期間が満了したことを受け、これまでの取組を検証するとともに、国による新たな林業政策や森林・林業をめぐる情勢の変化等をふまえ、また、「森林環境譲与税」を活用した様々な森林・林業施策を展開していくため、さらには、本市の上位計画である「第二次山口市総合計画後期基本計画（令和5年3月策定）」や関連する各種計画との整合性を図るため、本市が目指すべき森林・林業の基本的な方向性と持続可能な取組みの見直しを行うものです。

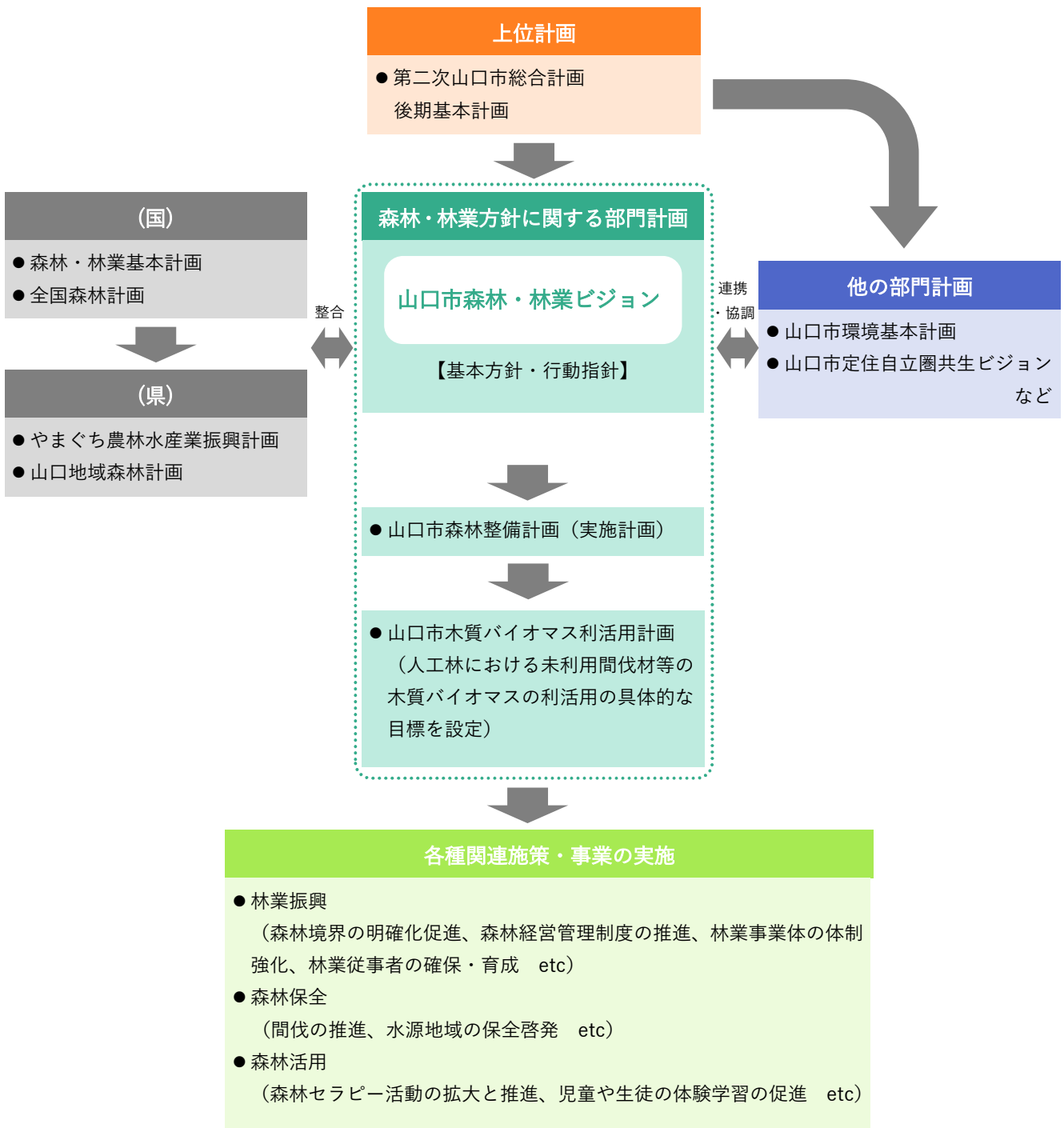


## 1-3 位置づけ

「山口市森林・林業ビジョン」は、本市の森林・林業政策の基本方針とするものであり、「第二次山口市総合計画後期基本計画」の部門計画に位置づけられています。

本ビジョンに掲げる施策の展開にあたっては、国・県の諸計画や、関連する他の部門計画と整合を図りながら一体的に進めていきます。

### 🌿 ビジョンの位置づけ 🌿





## 1-4 計画期間

本市が目指す「森林・林業の50年後のあるべき姿」の実現に向け、今後10年間（令和6年4月～令和16年3月）を「発展の10年間」と位置づけ、計画期間とします。

計画  
期間

令和6年4月～令和16年3月

写真

## 第2章 山口市の森林・林業の状況

### 2-1 現状

#### (1) 経営形態別森林面積及び樹種別民有林面積

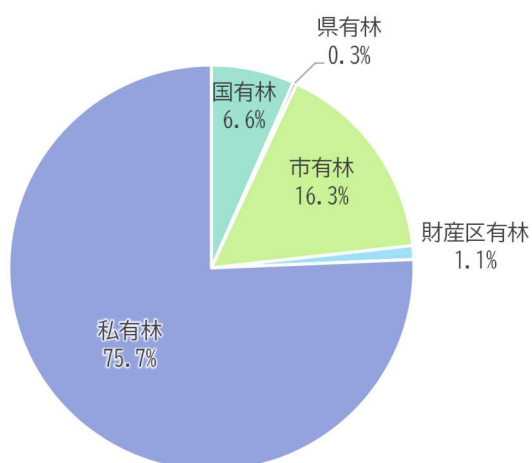
本市の森林面積は 772.4 km<sup>2</sup>で、国有林を除く民有林は 721.2 km<sup>2</sup>です。

経営形態別にみると、私有林が 584.8 km<sup>2</sup>で 75.7%、市有林が 126.2 km<sup>2</sup>で 16.3%を占めています。

市有林の面積については、県内の他市と比較し一番多く、比率についても高いことが特徴です。

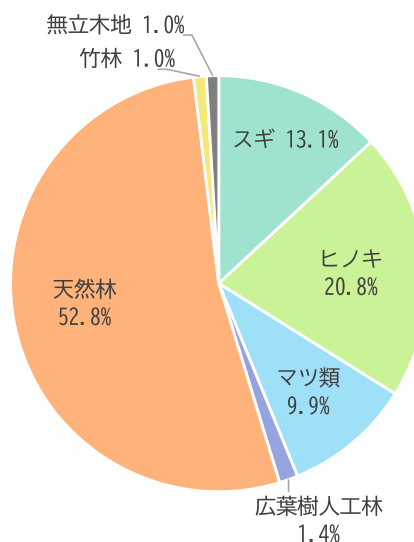
また、樹種別民有林をみると、人工林と天然林に分類した場合、スギやヒノキ、マツなどの人工林が、45%を占め、県内平均を少し上回る水準にあります。

経営形態別森林面積



出典：山口県森林・林業統計要覧（令和3年度）

樹種別民有林面積



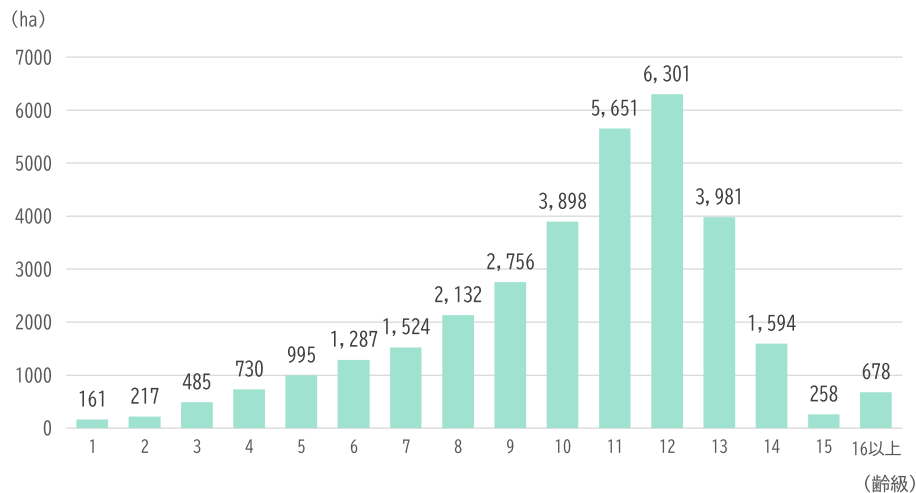
出典：山口県森林・林業統計要覧（令和3年度）

## (2) 齢級別民有林人工林面積

齢級別民有林人工林面積については、主伐期といわれる 10 齢級以上が多くを占め、最も面積が大きいのは 12 齢級の 6,301ha で、次に 11 齢級が 5,651ha、13 齢級が 3,981ha、10 齢級が 3,898ha と続きます。一方、最も面積が小さいのは 1 齢級の 161ha で、著しく偏った林齢構成となっています。

人工林の多くは、昭和 30 年代の拡大造林期に造成されたもので伐期適齢に到達しています。

### 齢級別民有林人工林面積



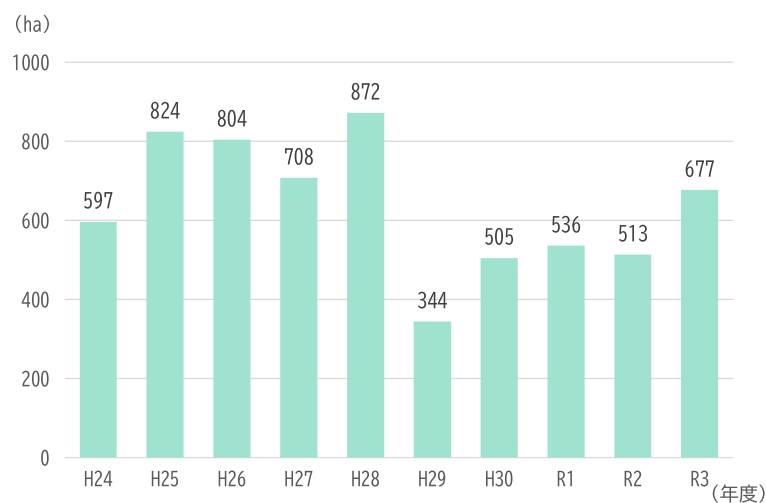
出典：山口地域森林計画（山口森林計画区、令和元年度）

※齢級：林齢を 5 年の幅でくくった単位。森林に苗木を植栽した年を 1 年生として 1-5 年生を 1 齢級と数える。

## (3) 間伐面積

間伐面積の推移については、最も大きいのは平成 28 年度の 872ha です。平成 29 年度には一旦落ち込みますが、その後は微増ながらも拡大傾向にあります。

### 間伐面積

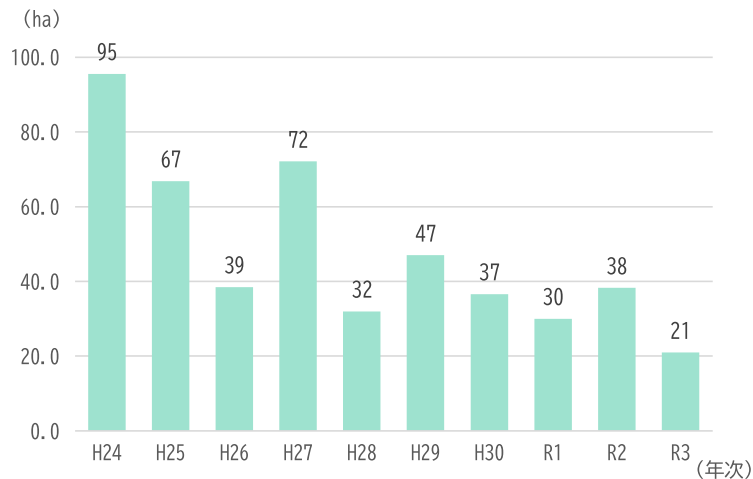


出典：山口県森林・林業統計要覧（平成 24 年度～令和 3 年度）

#### (4) 造林面積

造林面積の推移については、減少傾向が続いており、令和 3 年度の造林面積は 21ha と、平成 24 年度に比べて 8 割近く減少しています。

##### 造林面積

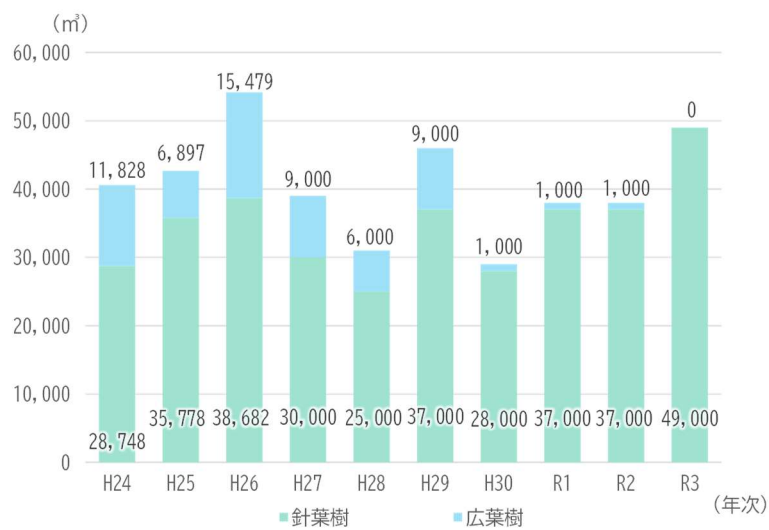


出典：山口県森林・林業統計要覧（平成 24 年度～令和 3 年度）

#### (5) 素材生産量

素材生産量の推移については、平成 26 年度が最も多く、54,161 m<sup>3</sup>で、このうち針葉樹の生産量は 38,682 m<sup>3</sup>、広葉樹の生産量は 15,479 m<sup>3</sup>となっています。令和 3 年度の生産量は 49,000 m<sup>3</sup>ですが、これは全て針葉樹となっています。

##### 素材生産量



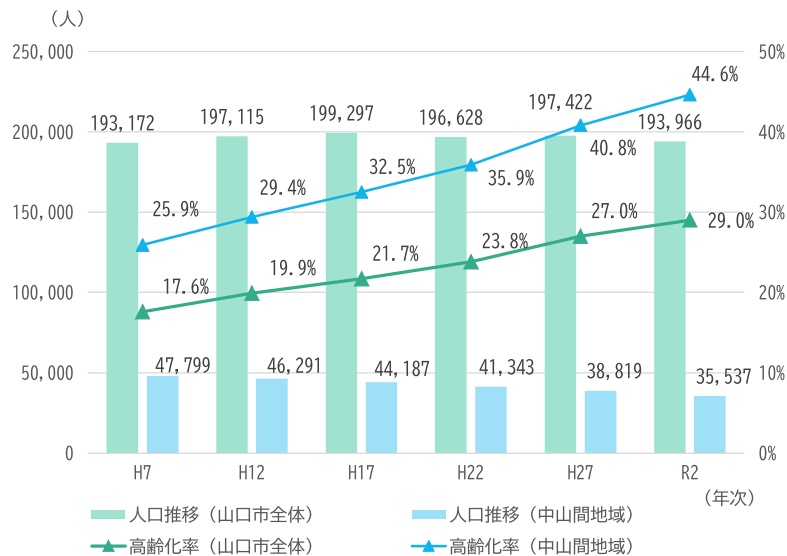
出典：山口県森林・林業統計要覧（平成 25 年度～令和 3 年度）

## (6) 中山間地域の人口推移と高齢化率

本市の人口は、緩やかな増減を繰り返しながら 19 万人台で維持していますが、中山間地域の人口は平成 7 年から減少傾向が続いています。

高齢化率については、全国的な高齢化率と同様に進んでおり、特に中山間地域では高齢化がさらに加速し、平成 27 年に 40% を超え、令和 2 年には 44.6% と高い水準となっています。

### 中山間地域の人口推移と高齢化率

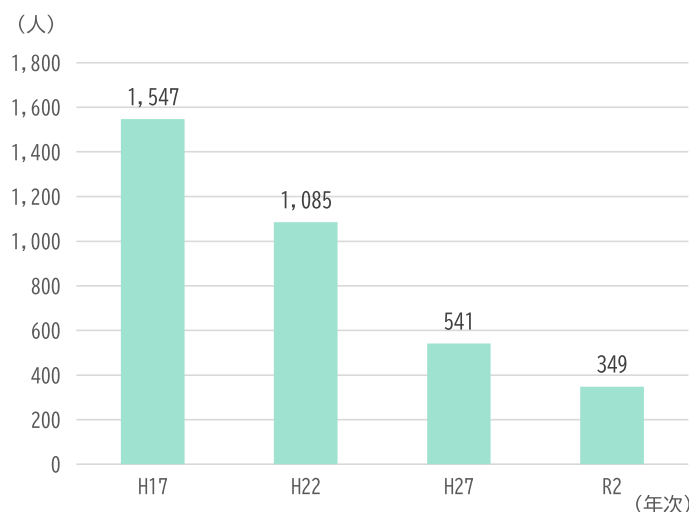


出典：国勢調査（平成 7 年～令和 2 年）

## (7) 林業従事者数

林業従事者の推移については、平成 17 年の 1,547 人に対し、令和 2 年には 349 人で 8 割近く減少しており、林業従事者は激減しています。

### 林業従事者数



出典：農林水産省「農林業センサス」（平成 12 年～令和 2 年）

H17 年は旧徳地町、旧秋穂町、旧小郡町、旧阿知須町、旧阿東町含む

## 2-2 市民アンケート調査結果

### 2-2-1 調査概要

市民の森林・林業に対する思いや森林・林業行政に対する意見・要望を「山口市森林・林業ビジョン」に反映させるために、市民アンケート調査を実施しました。

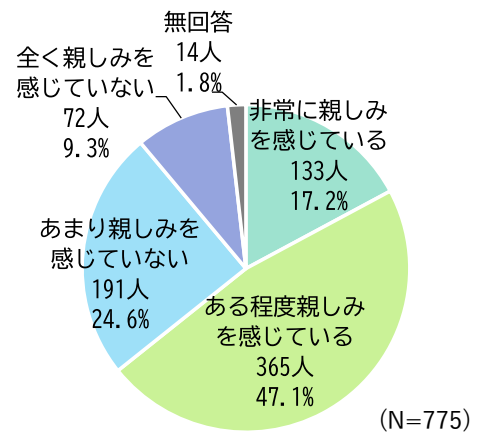
区分	概要
対象者数	山口市在住の方 2,000 人（内 1,000 人森林所有者）
調査期間	令和 5 年 8 月 24 日（木）～令和 5 年 9 月 19 日（火）
回答者数	775 人（回答率 38.8%）

### 2-2-2 調査結果

#### (1) 山口市の森林について

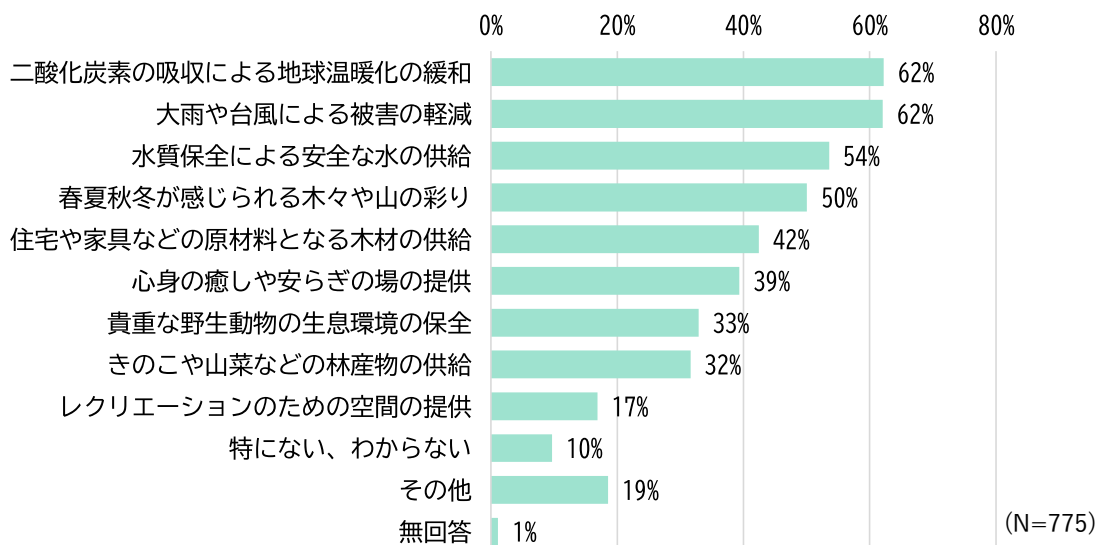
##### ①森林への親しみ

- 「非常に親しみを感じている」、「ある程度親しみを感じている」を合わせて 64.3%の人が森林に親しみを感じていると回答しています。



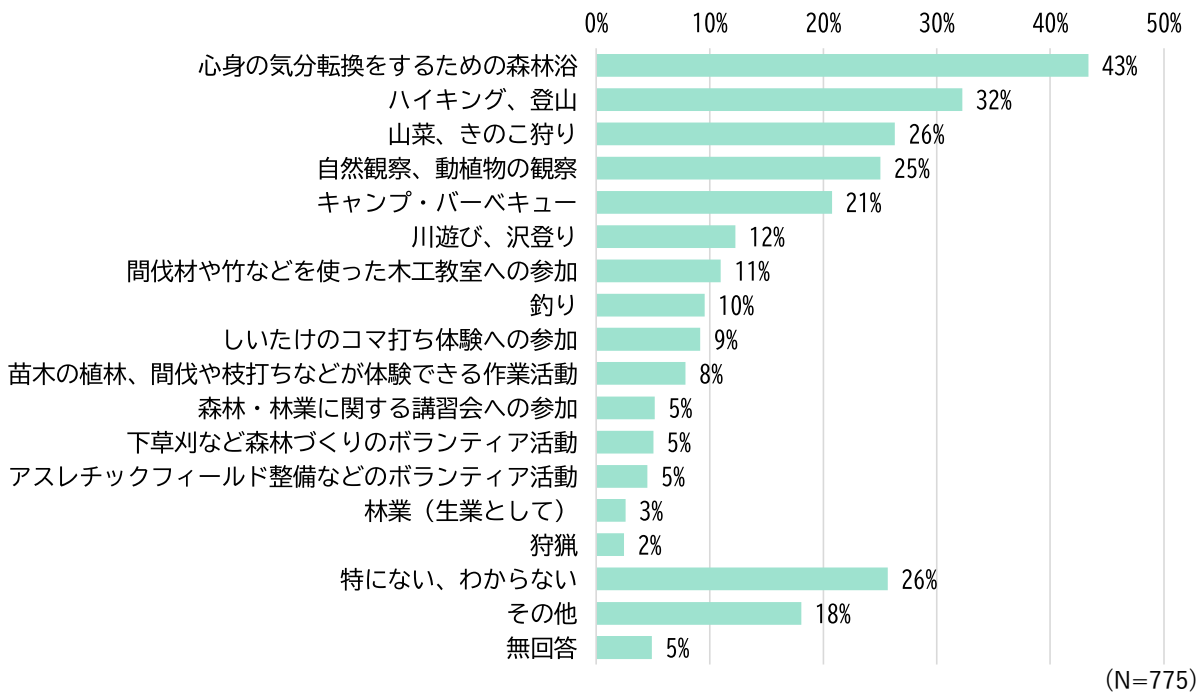
##### ②森林に期待する機能（複数回答）

- 森林の機能として、「二酸化炭素の吸収による地球温暖化の緩和」、「大雨や台風による被害の軽減」を選択された人が、いずれも 62%で最も高くなっており、近年の異常気象により、森林の多面的機能への期待が高まっています。



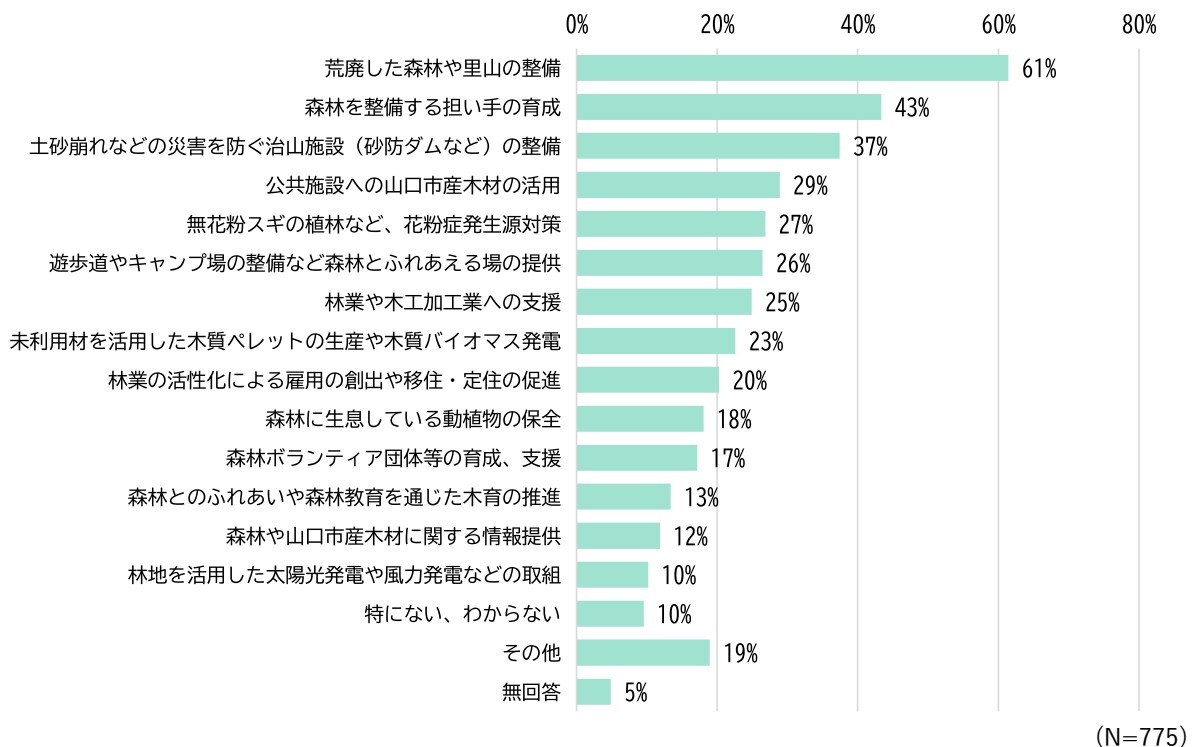
### ③森林や山間部でどのような活動をしたいか（複数回答）

- 「心身の気分転換をするための森林浴」が43%と最も多く、以下、「ハイキング・登山」が32%、「山菜・きのこ狩り」が26%、「自然観察・動植物の観察」が25%、「キャンプ・バーベキュー」が21%となっており、森林とふれあう機会への期待が高まっています。



### ④山口市が森林行政で力を入れるべきこと

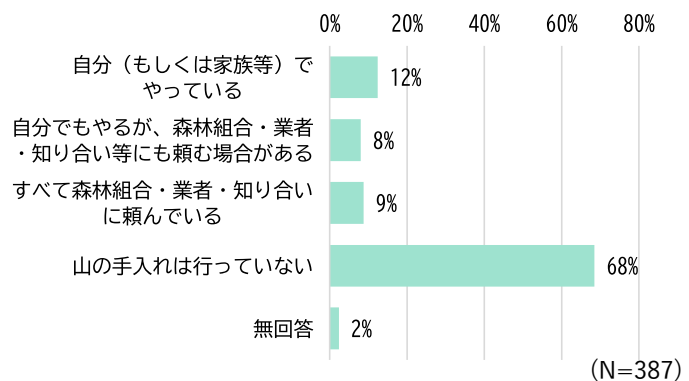
- 「荒廃した森林や里山の整備」が61%と突出しており、その他では、「森林を整備する担い手の育成」が43%、「土砂崩れなどの災害を防ぐ治山施設（砂防ダムなど）の整備」が37%と多くなっており、森林の整備や災害の未然防止への取組が求められています。



## (2) 所有している森林について

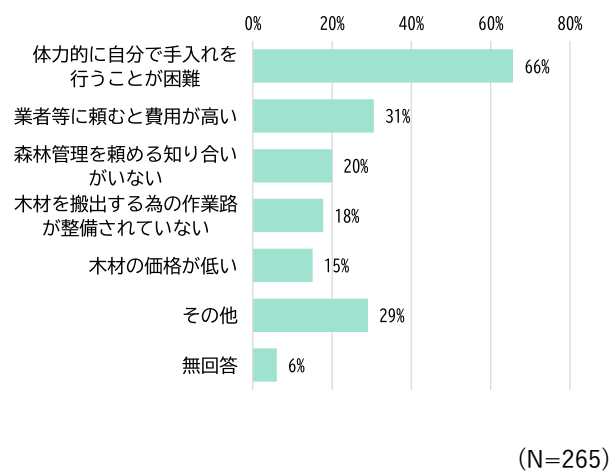
### ① 森林施業の実施状況

- 「山の手入れは行っていない」が68%を占めており、多くの森林で施業が行われていない状況です。



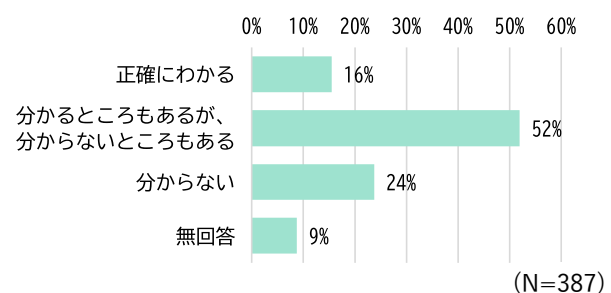
### ② 手入れをしない理由(複数回答)

- 「体力的に自分で手入れを行うことが困難」が66%を占めており、高齢化等により、多くの森林が手入れを行うことが困難な状況です。



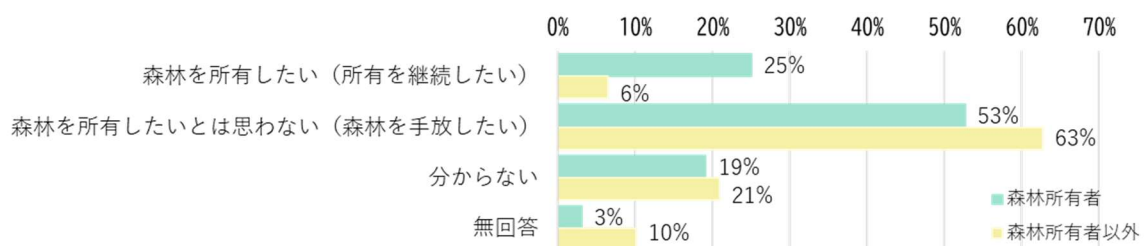
### ③ 所有している山林の境界を知っているか

- 「正確にわかる」は16%に留まり、「分かるところもあるが、分からないところもある」が52%、「分からない」が24%となっており、境界が不明な所有者が多数を占めています。



## (3) 森林の所有意向

- 「森林を所有したいとは思わない(森林を手放したい)」が57%を占めています。
- 森林所有者についてみると、「森林を手放したい」が53%を占め、「所有を継続したい」が25%となっており、世代交代等により、森林への関心が薄れていることが伺えます。





## 2-3 森林・林業をめぐる本市の課題等

これまで、森林の経営管理は森林所有者や林業従事者が主な担い手となり行われてきましたが、森林所有者については、高齢化や不在村化及び世代交代が進行し、森林施業を自ら行うことができない、所有する森林の境界及び所有する森林の所在そのものの確認が困難な状況にあるなど、深刻な状況が生じています。さらに、長期間の木材価格の低迷により、森林所有者の森林経営意欲は減退し、伐期適齢に到達した人工林が放置され、また、間伐などの維持管理を放棄する傾向が強まっています。林業従事者についても、高齢化による減少に加え、労働環境が厳しく、所得が低いことなどから、新規就業者も減少傾向にあり、森林経営の持続的な運営に支障をきたしています。

こうした状況から、林業施業を行う林業従事者の確保・育成が急務であり、森林の適正管理に向けて、森林の境界などの森林情報を整備し、計画的な間伐を進め、主伐と再生林のサイクルを構築していく必要があります。また、本市の広大な面積を有する森林を効果的に管理し、森林施業の効率化・省力化や生産性の向上を図るためには、近年成長の著しい ICT 技術等の最新技術を積極的に活用することが必要です。

さらに、持続可能な森林経営を行う上で「伐って、使って、植える」という形で循環利用し、森林資源を有効活用することが重要です。

加えて、環境問題への意識の高まりや、災害の未然防止など、森林・林業に対する期待が高まっていることから、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるための様々な取組を進める必要があります。

## 第3章 目指す森林・林業の姿



### 3-1 理念

森林は、水源涵養や自然災害防止、保健・レクリエーション、生物多様性保全、木材等生産などの様々な多面的機能を有していますが、苗木を植えてから木材として利用できるようになるまでには 40～50 年程の期間がかかると言われてるように、健全な森林を育てるには長い期間に渡って適切な管理を行っていく必要があります。

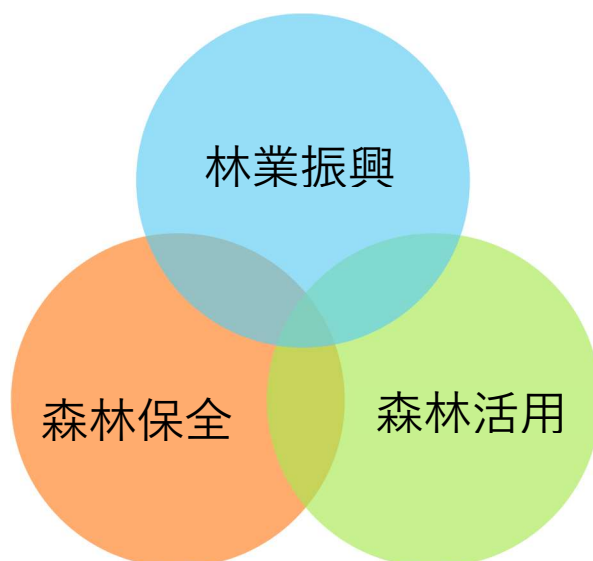
今回の改定により、法制度や、森林・林業を取り巻く環境の変化等に対応するため、個別施策については再度検討し、理念である「森林・林業の 50 年後のあるべき姿」については継承することとします。

#### 森林・林業の 50 年後のあるべき姿

**多面的機能が持続的に発揮され、  
地域の産業と暮らしを支える森林**

### 3-2 施策の展開方策

「森林・林業の 50 年後のあるべき姿」に向け、今後も継続して取り組む課題と、新たに発生した課題を整理し、さらには、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮するため、木材等生産機能を高める「林業振興」、森林の持つ公益的機能を高めながら機能を持続的に発揮させる「森林保全」及び「森林活用」の 3 つの方向性をもって各種施策を進めていきます。



### 3-3 基本方針

計画期間に実施する具体的な施策や取り組みについて、施策の展開方策に位置付けた3つの方向性を基に基本方針を定めました。

林業  
振興

#### 林業の活性化と次代への継承による持続的かつ健全な発展

【関連する森林の多面的機能】

木材等生産

水源涵養

土砂災害防止  
/土壌保全

快適環境形成

地球環境保全

森林  
保全

#### 良好な自然環境・生活環境を守る森林保全

【関連する森林の多面的機能】

水源涵養

土砂災害防止  
/土壌保全

快適環境形成

生物多様性保全

地球環境保全

森林  
活用

#### 安らぎと潤いを与える森林活用

【関連する森林の多面的機能】

木材等生産

保健・レク  
リエーション

文化機能

#### 森林の有する多面的機能

森林の機能	望ましい森林の姿
木材等生産機能	木材の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林です。
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林です。
山地災害防止機能 /土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林です。
快適環境形成機能	水源の森は、水源涵養保安林等に指定される森林や地域で、洪水の緩和、水資源の貯留、河川や水路への水量調節及び水質を浄化する機能の高い森林です。
生物多様性 保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林です。
地球環境 保全機能	長期間にわたり炭素を貯蔵することができ、製造時のエネルギー消費が比較的少なく、さらに燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有する森林です。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林です。
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林です。

## 第4章 施策の展開



### 4-1 施策の体系

基本方針	基本戦略
<p data-bbox="343 837 472 873"><b>林業振興</b></p> <p data-bbox="204 913 611 976">林業の活性化と次代への継承による持続的かつ健全な発展</p>	<ul data-bbox="695 577 1244 1218" style="list-style-type: none"><li>(1) 森林情報の整備促進</li><li>(2) 経営体制の強化</li><li>(3) 林業従事者の確保・育成</li><li>(4) 木材の安定供給</li><li>(5) 市内産木材の利用拡大</li><li>(6) 特用林産物の生産拡大と生産体制整備</li></ul>
<p data-bbox="343 1406 472 1442"><b>森林保全</b></p> <p data-bbox="204 1496 611 1572">良好な自然環境・生活環境を守る森林保全</p>	<ul data-bbox="695 1335 1270 1666" style="list-style-type: none"><li>(1) 水源涵養機能を高める森林保全</li><li>(2) 自然災害等を防備する森林保全</li><li>(3) 多様な生物と共生を可能とする森林保全</li><li>(4) 森林保全に関する意識啓発</li></ul>
<p data-bbox="343 1818 472 1854"><b>森林活用</b></p> <p data-bbox="204 1890 600 1921">安らぎと潤いを与える森林活用</p>	<ul data-bbox="695 1742 1382 2002" style="list-style-type: none"><li>(1) 保健・レクリエーション機能を活かした森林活用</li><li>(2) 郷土愛を醸成する森林活用</li><li>(3) 主体間の連携を促進する里山活用</li></ul>

## 主な取組み

- 森林境界の明確化促進
- 航空レーザ計測による森林資源解析

- 林業事業者の体制強化
- 森林経営計画の作成促進
- 森林経営管理制度の推進

- 安心・安全な働きやすい環境整備
- 新規就業者の確保の取組

- 計画的な主伐・間伐・再造林の促進
- 路網整備の促進
- スマート林業の促進
- 効果的な加工・流通体制の形成の促進

- 建築物等の木造化推進
- 木質バイオマスの利用促進

- 椎茸生産組織の体制強化
- 市有林の活用促進
- その他の特用林産物の生産促進、商品開発

- 水源地域の保全啓発
- 間伐の推進
- 針広混交林等への誘導

- 治山事業の推進
- 管理放棄森林の再生支援
- 林地開発許可制度等の適正な運用

- 森林機能の適正配置による野生動植物保護

- 森林保全の重要性に関する情報提供
- J-クレジット制度の活用促進

- 森林セラピー活動の拡大と推進
- 森林公園等関連施設の利用拡大による都市・山村交流の促進

- 児童や生徒等の体験学習の促進
- 緑の少年隊の活動促進
- 自然公園等の利用促進

- 森林ボランティア等の活動促進
- 市民や企業による里山の利用促進

## 4-2 施策の内容

### 4-2-1 林業の活性化と次代への継承による持続的かつ健全な発展

林業の活性化を図り、次代へと継承していくために、「伐って、使って、植える」という形で循環利用を推進する中で、森林組合等の経営体制の強化や木材利用の拡大、木材の安定供給など、様々な課題に応じた施策を展開するとともに、最新技術の活用も視野に入れながら、林業を振興します。

#### (1) 森林情報の整備促進

森林整備を進めるために、森林の所有者、境界、樹種や材積量などの森林情報を整備することが必要となるため、継続して進めてきた森林境界明確化の取組みに加え、先進技術を活用した森林情報の基盤整備に取り組みます。

##### 【主な取組み内容】

#### ○森林境界の明確化促進

森林所有者や森林境界の情報は、森林整備を進めていく上で基礎となるものであることから、所有者情報や森林境界の把握等を進めるために、森林境界の明確化を図ります。

#### ○航空レーザ計測による森林資源解析

航空レーザ計測による森林資源解析を進めて、森林資源情報の高精度化・高度利用化を図ります。

森林資源解析により得られた情報は、効率的な森林整備や境界明確化、地籍調査事業等に活用します。

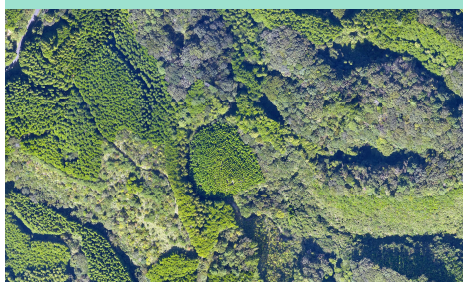
## 先進技術の活用

近年、あらゆる分野で ICT 技術の活用が推進されており、注目を浴びています。森林施業を円滑に行うための先進技術について紹介します。

### 【航空レーザ成果の森林資源解析への活用】

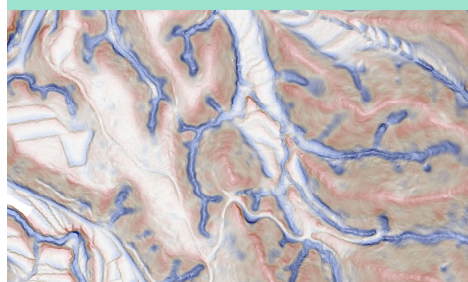
航空レーザ計測では、航空写真の撮影を行うほか、レーザを照射することで地形の情報や樹種・樹高の情報を取得することができます。従来の方では、森林情報の収集にも膨大な時間を要していましたが、先進技術を活用することで広域かつ効率的に情報を入手できるようになりました。

オルソ画像（航空写真）



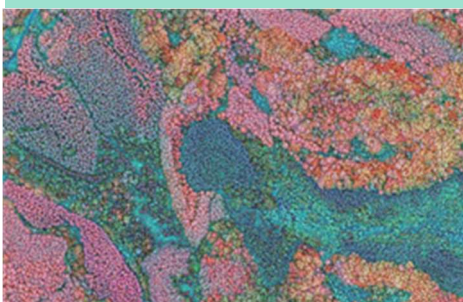
▲空中写真からスギ・ヒノキなどの樹種判読を行います。

微地形表現図



▲地形情報を取得し、尾根や谷、作業道の判読を行います。

特徴量画像



▲樹高や凹凸度等から色調を変化させ、林相判読を行います。

林相識別図



▲林相を区分することで植栽時期の違いを識別し、境界を推定することができます。

### 【航空レーザ成果の森林境界明確化・地籍調査への活用】

令和 2 年に国土調査法及び関連法令が改正され、従前の航測法を見直し、航空レーザ測量成果を活用した新たな航測法が位置づけられました。

航空レーザ測量成果をもとに作成した微地形表現図や、林相識別図を使用して土地や所有者の境界を推定することで、境界明確化や地籍調査の作業省力化や費用の負担軽減を図ることができます。

### 【ドローンの活用】

近年、急傾斜・不整地での再生林の省力化に貢献する取組みとして、ドローンによる苗木を運搬する取組みが進展しています。架線集材を実施するような急傾斜地や、苗木の集積地からの運搬距離が長い場合はドローンによる運搬の効果が期待できます。



## (2) 経営体制の強化

主伐・間伐・再造林等の森林施業と、森林経営の担い手の中心となる森林組合や林業事業体の体制強化を図り、効率的な林業経営を行うための森林経営計画の作成や森林経営管理制度を推進し、経営体制の強化に取り組みます。

### 【主な取組み内容】

#### ○林業事業体の体制強化

先進機器の導入支援による森林施業の効率化・省力化や、資格取得支援などのスキルアップ等を通して、森林組合をはじめとする林業事業体の体制強化を図り、森林経営計画の策定と一体となった森林整備を進めます。また、林業事業体の新規参入や育成を促進し、林業事業体相互の連携体制の強化を図ります。

#### ○森林経営計画の作成促進

効率的な森林経営を行うため、森林組合及び林業事業体による森林経営計画の作成、施業効率の高い集約化、路網整備等を進めます。

#### ○森林経営管理制度の推進

手入れの行き届いていない森林について、市が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業事業体に再委託をするとともに、林業経営に適さない森林は市が適切な森林管理を行います。

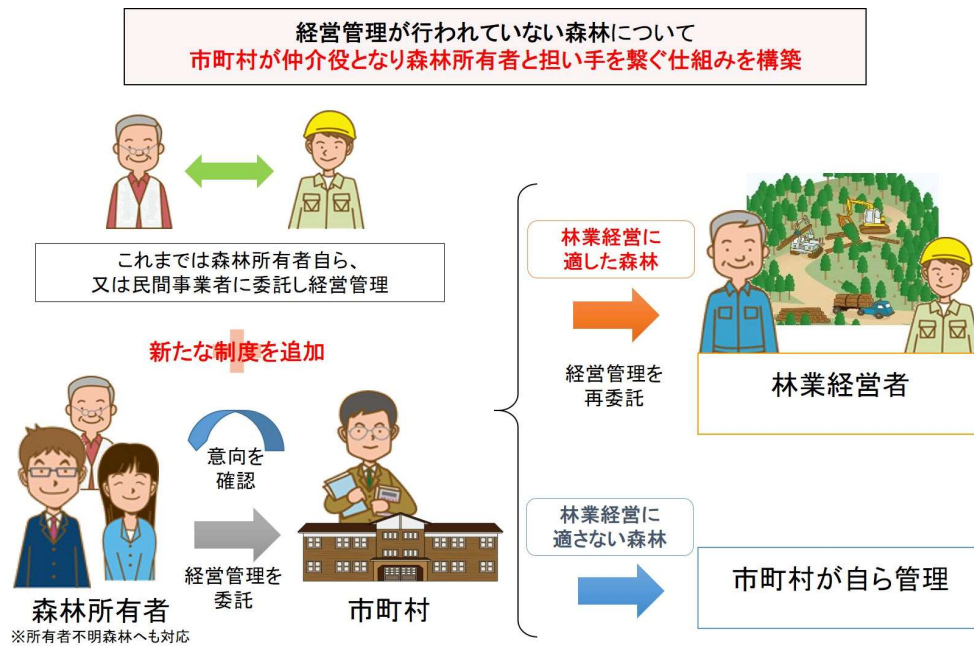


## 森林経営管理制度とは？

森林を大切な資源として管理し守っていくため、平成31年4月より「森林経営管理制度」がスタートしました。「森林経営管理制度」とは、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする制度です。

この制度により放置された森林が活用され、地域の活性化につながる効果や、森林の多面的機能が向上し、市民の皆様の安心・安全につながる効果などが、期待されます。

### 【森林経営管理制度のイメージ】



### 【森林経営管理制度により期待される効果】

森林所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村が介在してくれることにより、長期的に安心して所有森林を任せることができます。</li> <li>○林業経営者が、所有森林の経営管理を行うことにより、所有森林からの収益の確保が期待できます。</li> </ul>
地域の 林業経営者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながります。</li> <li>○これまで手がつけられなかった所有者不明森林も整備ができるようになり、間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施できます。</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の森林所有者の所在や意向を確認することにより、行政上必要な基本情報を整理することができます。</li> <li>○林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずに放置されていた森林が活用され、地域経済の活性化に寄与することができます。</li> <li>○間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安心・安全に寄与することができます。</li> </ul>

出典：林野庁公表資料

### (3) 林業従事者の確保・育成

林業従事者や新規就業者のための働きやすい環境の整備や育成等を通じて、林業従事者の確保・育成に取り組めます。

#### 【主な取組み内容】

##### ○安心・安全な働きやすい環境整備

林業従事者の安心・安全な働きやすい環境を整えるため、林業事業体が行う労働安全衛生環境の整備や資格取得、労働生産性の向上を図ります。

##### ○新規就業者の確保の取組

林業就業の希望があった際は、市内で意欲的に活動している林業事業体とのマッチングを行うなど、新規就業者の定着を進めます。

また、山口県の取組みである「やまぐち農林漁業ステキ女子」や「林業サポーターの育成」と連携し、新たな林従事者の育成や経営参画を進めます。

イラスト・写真 予定

#### (4) 木材の安定供給

計画的な主伐・間伐・再造林の取組みに加え、路網整備やスマート林業を進めるとともに、効率的な加工・流通体制を形成することで、木材の安定供給に取り組めます。

##### 【主な取組み内容】

###### ○計画的な主伐・間伐・再造林の促進

木材の搬出が比較的容易な林業適地においては、森林所有者、林業事業者、木材製造業者等の木材生産に携わる関係者と相互に連携して、林齢構成の平準化を考慮した計画的な主伐・間伐・再造林を進めます。

また、再造林実施の際は、エリートツリー等成長に優れた苗木や、花粉症対策に資する苗木の植栽により花粉の少ない森林への転換を図ります。

###### ○路網整備の促進

伐採した樹木を運ぶために必要な林道・作業道の路網整備を進めます。

###### ○スマート林業の促進

地理空間情報や ICT 等の先端技術を活用し、森林施業の効率化・省力化や需要に応じた木材生産を可能とするスマート林業を進めます。

###### ○効率的な加工・流通体制の形成の促進

森林から木材を供給する森林組合、林業事業者、原木市場や、加工の中核をなす製材工場及び消費者との直接の窓口となる工務店、ハウスメーカー等と連携し、需給動向に即応可能な低コストで効率的な加工・流通体制の形成を進めます。

#### (5) 市内産木材の利用拡大

公共建築物の木造化・木質化や民間住宅等への市内産木材の利用を進め、官民両面での利用拡大を図るとともに、未利用間伐材等から生産される木質バイオマスの利用拡大に取り組めます。

##### 【主な取組み内容】

###### ○建築物等の木造化推進

「山口市建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針」に基づき、市が整備する公共建築物の新築、増築又は改築を行う場合、積極的に木造化に取り組み、木造化が困難な場合は木質化を図ります。

また、広報やホームページ等を通じた情報発信を行い、市内産木材の利用拡大を図ります。

###### ○木質バイオマスの利用促進

山口市木質バイオマス利活用計画に基づき、未利用間伐材等から生産される木質バイオマスの利用拡大に取り組めます。

## (6) 特用林産物の生産拡大と生産体制整備

北部地域で生産が盛んなしいたけ等の特用林産物については、生産者の育成や生産体制の構築を図り、生産量の維持・拡大に取り組みます。

また、わさびや筍、木炭や薪など本市の気候や風土を活かしたその他の特用林産物についても、関係機関と連携し、生産者の育成や生産体制の整備に取り組みます。

### 【主な取り組み内容】

#### ○椎茸生産組織の体制強化

椎茸生産者団体を中心に、生産者グループの連携を強化し、生産者の育成や、技術向上、安定的な生産量の確保、生産物のブランド化を図ります。

#### ○市有林の活用促進

椎茸の生産に必要なクヌギの払い下げを行い、マイレージコストの低いほだ木の安定供給を図ります。

#### ○その他の特用林産物の生産促進、商品開発

わさびや筍、木炭や薪などの特用林産物については、生産者や地域の特性に応じて小規模な生産が行われているため、国や県と連携し、特性を踏まえた生産体制の整備や技術向上に取り組みます。

イラスト・写真 予定

## 4-2-2 良好な自然環境・生活環境を守る森林保全

良好な自然環境・生活環境を守るために、水源涵養機能や山地災害防止機能など森林の持つ多面的機能が有効に発揮されるよう、森林の適切な保全を図るとともに、J-クレジット制度などの各種制度を有効に活用し、森林を保全します。

### (1) 水源涵養機能を高める森林保全

森林が持つ「洪水の緩和」、「水資源の貯留」、「水質の浄化」の3つの水源涵養機能を持続的に維持するため、水源地域保全の重要性の啓発に取り組みます。

また、水源涵養機能を高めるための間伐を推進するとともに、広葉樹林または針広混交林への誘導や溪畔林の整備を進めます。

#### 【主な取組み内容】

##### ○水源地域の保全啓発

国や県、森林ボランティアなど関係機関と連携し、生活の基盤となる水質の浄化や安定供給の重要性について啓発し、水源地域の保全や保全活動を支援します。

##### ○間伐の推進

市有林の間伐に取り組むとともに、森林経営管理制度を進めることにより、私有林の間伐を進めます。また、機能低下の著しい森林については、県と連携し、間伐を進めます。

##### ○針広混交林等への誘導

広葉樹は樹冠を閉塞することが少なく下層植生に富んだ森林を形成するため、道路から離れた山奥などの維持管理が困難な人工林は、広葉樹林または針広混交林へ誘導を進めます。

## (2) 自然災害等を防備する森林保全

近年の短時間強雨の発生回数や、長時間降雨の増加による自然災害を未然に防止するため、治山事業の計画的な推進や管理放棄された森林の再生、林地開発許可制度の適正な運用に取り組みます。

### 【主な取り組み内容】

#### ○治山事業の推進

国や県と連携し、地すべり防止や山地崩壊防止のための治山施設の整備を進めます。

#### ○管理放棄森林の再生支援

管理が放棄された森林の拡大は、竹林の浸食をもたらしたり、下層植生が育たないことにより脆弱な地盤の森林となることから、災害が起こりやすくなるため、適切な森林施業の実施や、県と連携した竹繁茂防止対策を進めます。

#### ○林地開発許可制度等の適正な運用

無秩序な林地開発が行われないように、国や県と連携を図りながら、森林の適正な管理を指導します。

## (3) 多様な生物と共生を可能とする森林保全

これまで野生動植物と人の生活空間との緩衝帯として機能してきた里山の荒廃が顕在化したことなどにより、近年、野生動物が人の生活空間へ出没し、農作物への被害が拡大など、市民の暮らしに大きな影響を与えているため、里山の再生を図るとともに、野生動植物と人が快適に共存することが可能な森林配置に取り組みます。

### 【主な取り組み内容】

#### ○森林機能の適正配置による野生動植物保護

人と野生動植物との共生を可能とするためには、野生動植物と人の生活空間を区分し、その間に緩衝帯となる森林を適切に配置する必要があるため、森林ボランティアや NPO などと連携した環境維持活動や地域による活動を通して、緩衝帯としての里山整備を進めるとともに、道路から離れた山奥などは、広葉樹林または針広混交林へ誘導します。

また、獣被害が発生した場合は、適切な対応に取り組みます。

#### (4) 森林保全に関する意識啓発

短時間強雨の発生回数や長時間降雨の増加による山地災害の頻発や、2050年カーボンニュートラル宣言、持続可能な開発目標「SDGs」の採択等を背景に、森林の公益的機能に対する期待が高まっていることから、本市の「ゼロカーボンシティ」に向けた取組など、森林保全に関する意識啓発に取り組めます。

##### 【主な取組み内容】

###### ○森林保全の重要性に関する情報提供

広報やホームページ等を通じて、森林の持つ多面的機能の重要性に関する情報提供を行い、森林保全や地球温暖化防止に関する意識啓発を図ります。

###### ○J-クレジット制度の活用促進

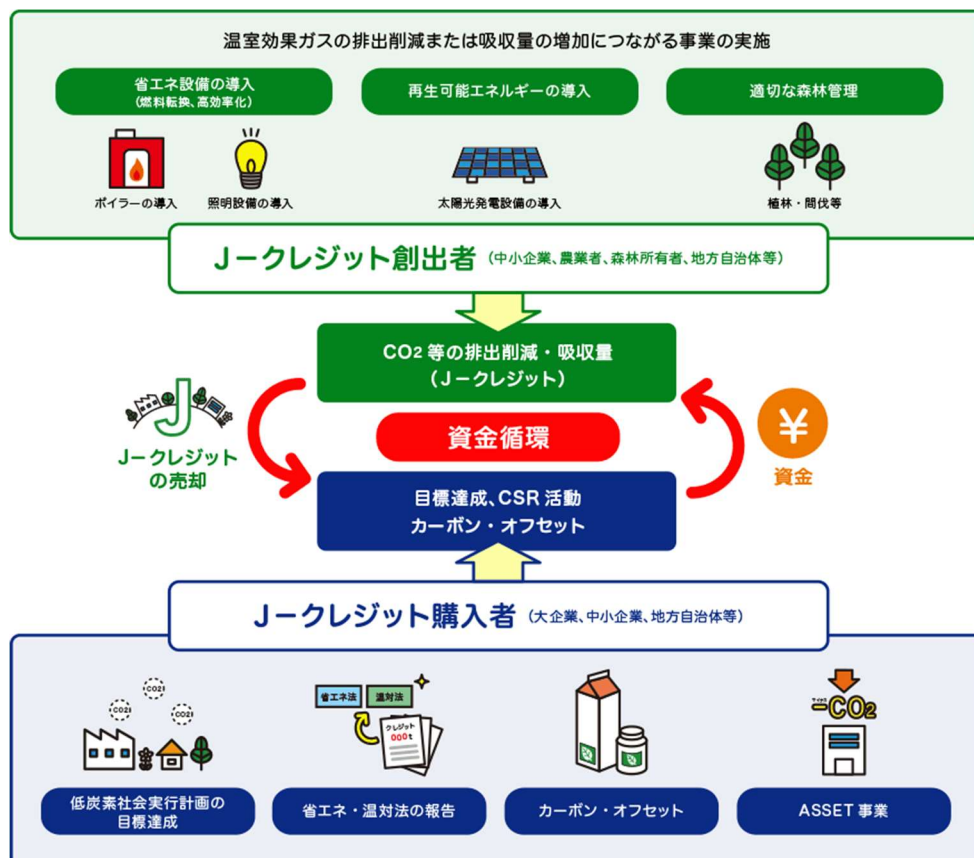
J-クレジット制度を活用し、事業活動で発生する温室効果ガス排出量の削減・吸収の取組を進めます。

#### J-クレジット制度

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や森林経営などの取組による、CO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

本制度を活用してクレジットを創出し、企業等へ売却することで、売却益を得ることができます。また、購入する企業側は、創出されたクレジットの活用を通じ、地球温暖化対策への積極的な取組のPRを行うことができます。

参考：林野庁、経済産業省 HP



### 4-2-3 安らぎと潤いを与える森林活用

四季折々の優れた景観を持つ森林公園や森林セラピー基地等の利活用、また、地域特有の伝統・文化の源である史跡・名勝に触れる機会の拡充を図ります。

市民の森林への関心を喚起し、森林環境の維持管理への多様な参画を進めるとともに、郷土愛の醸成を図り、暮らしに安らぎと潤いを与える森林の持つ多様な機能を活用します。

#### (1) 保健・レクリエーション機能を活かした森林活用

本市には、おとどいやま森林公園をはじめとする緑と自然にあふれた森林公園や、「森林セラピー基地」として認定された徳地地域の大原湖を中心とした一帯があり、本市の特色ある貴重な地域資源となっています。

こうした地域資源を活用し、市民の暮らしに安らぎと潤いをもたらす、森林とふれあう機会の拡大に取り組みます。

#### 【主な取組み内容】

##### ○森林セラピー活動の拡大と推進

森林セラピー活動の中心的な役割を担う「森の案内人」等と連携し、案内人の体制強化や資質の向上を図ることを通して、利用者の多様なニーズに応える「体験プログラム」をはじめとする森林セラピー活動を進めます。

##### ○森林公園等関連施設の利用拡大による都市・山村交流の促進

森林組合や森林ボランティアなど関係機関と連携し、森林公園や森林セラピー基地などの豊かな自然を活かした体験型イベントなどを実施し、森林とふれあう機会を通して、農山村エリアと都市部の交流を促進し、森林資源の大切さへの理解を広めます。



## (2) 郷土愛を醸成する森林活用

森林は、四季折々の景観や風致を活かしたふれあいの場として活用されるなど、森林への関心を高める「木育」の視点を踏まえた文化・学習活動などの郷土愛を醸成する森林活用に取り組みます。

### 【主な取組み内容】

#### ○児童や生徒等の体験学習の促進

保育園や幼稚園、教育機関、地域等と連携し、園児や児童、生徒を中心に、「木育」の視点に立った自然とのふれあい活動を通し、森林への関心を高め、郷土愛を醸成する体験学習等を進めます。

#### ○緑の少年隊の活動促進

森林と緑を守り育てることを目的に、現在、小学校単位で活動中である「緑の少年隊」に対し支援するとともに、市内の全小中学校による活動拡大を進めます。

#### ○自然公園等の利用促進

本市には、長門峡県立自然公園や緑地環境保全地域として、十種ヶ峰、天花、姫山など、郷土の史跡と一体となった美しい自然環境が豊富にあります。

こうした自然公園等を広く周知するとともに、地域や森林ボランティアなど関係機関と連携し、市民が森林にふれ、その価値を再確認する機会の拡大を図ります。

イラスト・写真 予定

### (3) 主体間の連携を促進する里山活用

里山は、生活様式が都市化の影響を受けるまで、薪や炭、あるいはきのこや山菜を採取する場所として、生活に密着するとともに、野生動植物と人の生活空間との緩衝帯でした。近年、スローライフなどの新たな志向やニーズにより、市民や企業、ボランティア団体等、様々な主体による新たな活動の拠点として、里山の価値が見直され、その再生が期待されているため、各主体の連携を通じた、里山を活用した様々な活動に取り組みます。

#### 【主な取組み内容】

##### ○森林ボランティア等の活動促進

すでに市内各地の里山で多様な活動を展開している森林ボランティアや NPO が、里山の再生に向けた活動の担い手となるよう連携、支援します。

##### ○市民や企業による里山の利用促進

森林組合、地域、森林ボランティアや NPO などとの連携を通して、多様な森林活動の体験メニューを創造し、広く市民の参加を進めます。

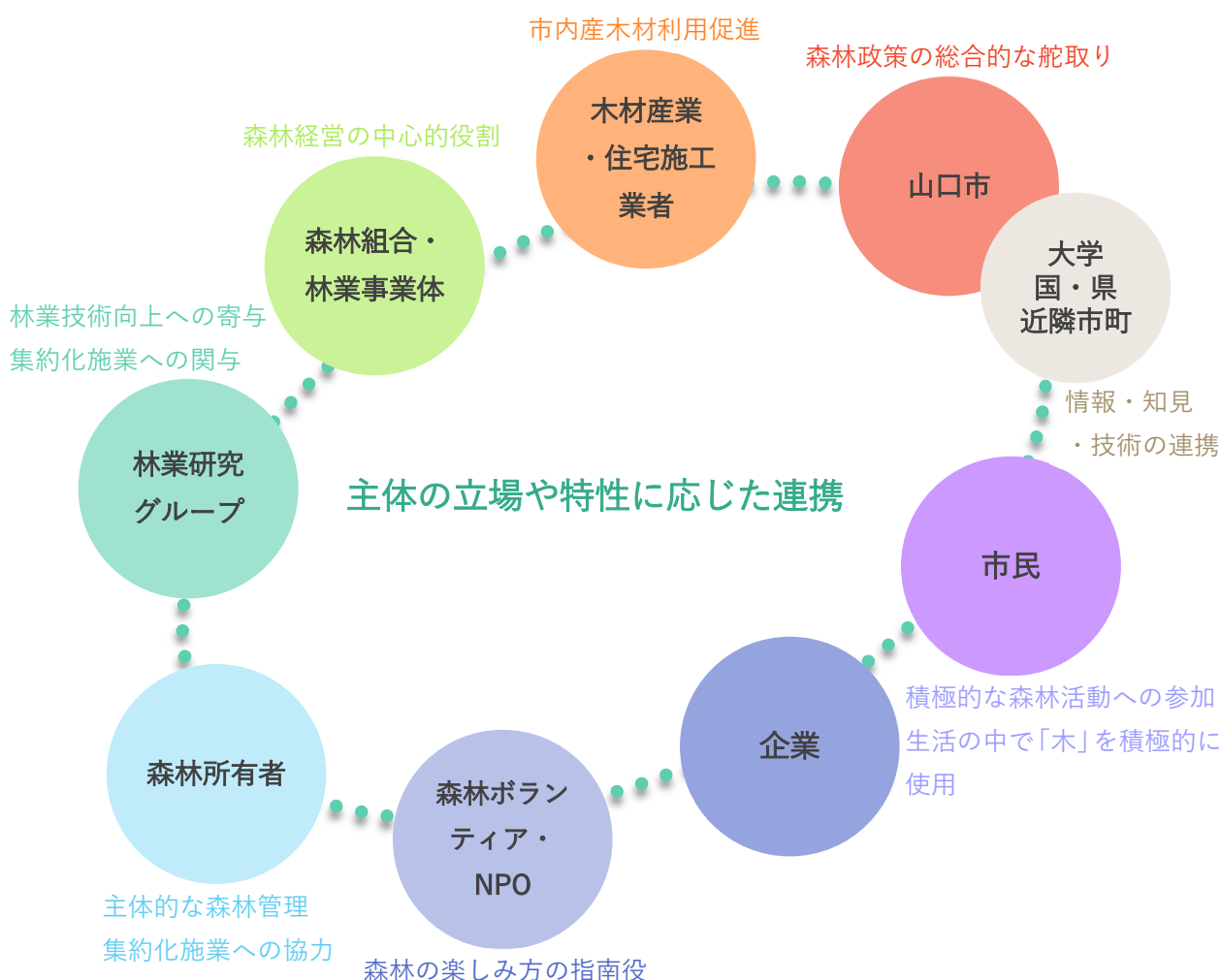
また、企業や各種団体とは、協定等に基づく里山を利用した CSR 活動を進めます。

イラスト・写真 予定

# 第5章 施策推進に向けた連携体制と各主体の役割

## 5-1 連携体制

本ビジョンに掲げる施策の展開を進めるためには、市、森林所有者、林業研究グループ、森林組合・林業事業者、木材産業・住宅施工業者、ボランティア・NPO、企業、市民などのあらゆる関係者が、それぞれの立場に応じて施策を展開する主体となり、相互に連携・協力しながら取り組むことが不可欠ですが、それぞれの主体は、立場に応じて特性があり、一様な連携体制を構築することが困難なため、経済的、地理的、精神的等、様々な共通する価値観や視点を踏まえ、各主体の特性に応じた連携体制の構築に取り組みます。



## 5-2 各主体に期待される役割

### 1 森林所有者

森林は所有者個人の資産であるため、森林所有者が個人の場合は家族間の連携に基づき、共有等の場合は共有者同士で連携し、主体的、積極的、持続的な森林管理に努める必要があり、施業の集約化や境界の明確化等へ協力し、持続可能で効率的な森林経営を行うことが期待されます。

また、管理が困難な森林については「森林経営管理制度」のもとで管理を行うことができるため、制度活用への積極的な協力も期待されます。

### 2 林業研究グループ

本市の林業研究グループは、多岐にわたって活動しており、林業技術向上への寄与、地域の施業集約化への積極的な働きかけ、新たな森林を活用した産業の創造主体としての役割が期待されます。

### 3 森林組合・林業事業体

森林組合・林業事業体は、林業の専門家集団として、森林所有者からの施業を受託するなど、森林施業の主体として中核的な役割を担っており、森林境界の明確化、効率的で集約化された施業の提案などを通して、森林所有者に対し質の高いサービスを提供するとともに、木材の供給側である森林所有者と需要側である木材産業及び住宅施工業者等をつなぐ需給コーディネート機能を高め、地域の森林管理と森林経営の中核的役割を担うことが期待されます。

また、森林経営の管理における一つの軸となる「森林経営管理制度」への積極的な協力も期待されます。

### 4 木材産業・住宅施工業者

木材産業・住宅施工業者は、地域の森林から生産される木材を住宅等に製品化することで、地域の森林と市民の生活をつなぐ役割を担っており、市民の木材へのニーズを的確に把握し、市内産木材の需要の開拓と拡大に努め、木材の継続的、安定的な消費の仕掛け人となることが期待されます。

### 5 森林ボランティア・NPO

森林ボランティア・NPOは、自主的な森林活動を展開しており、森林とのふれあいや楽しみ方を熟知しているため、市や関係機関と連携し、市民や団体などの森林活動への参加を進め、森林とのふれあいや楽しみ方を伝える指南役として、森林と市民をつなぐ懸け橋となる役割が期待されます。

また、森林活動に限らず、森林環境の維持管理を自ら行う、新しい担い手としても期待されます。

## 6 企業

山口市内に事業所や事務所などを置く企業は、市民の一翼を担っており、多種多様な経済活動を行っていることから、その特性に応じて、CSR活動や従業員等の福利厚生活動を実現する場所として、また、一定の活動資金の負担により、地域の森林の管理や活用に係る活動への積極的な参画が期待されます。

## 7 市民

市民は、一人ひとりが森林に関心を持ち、森林の役割や機能について理解を深め、地域単位での取組も含め、さまざまな森林活動に参加することなどを通して、郷土愛を育み、森林との関わりを持つとともに、市内産の木材製品等の積極的な活用など、森林資源の適切な活用と消費を通して、地域の森林環境の保全へ寄与することが期待されます。

## 8 山口市

市は、林業関係者だけでなく、国、県、近隣市町、大学などと連携し、本ビジョンに基づく、施策の展開を通して、地域産業を支える林業を振興し、森林環境の維持管理に取り組みます。

また、施策の展開にあたり、すべての主体“オールやまぐち”での参画が円滑に拡大するよう、森林・林業に関する啓発を継続的に実施し、本市の総合的な森林・林業政策の舵取りを担います。

## 第6章 今後 10 年間の具体的な目標

本ビジョンの施策の展開方策に沿った各施策を推進し、計画期間である 10 年間又は 10 年後に実現する目標を下表のとおりとします。

目標項目	目標(R16)		基本方針		
	数値	備考	林業振興	森林保全	森林活用
森林境界明確化面積	4,300ha	10 年間累計 (R6～R16)	●		
森林経営計画認定森林面積	18,900ha	R16 年度実績	●		
林業作業従事者数（森林組合）	54 人	R16 年度実績	●		
森林施業面積	690ha	R16 年度実績	●	●	
森林作業道整備済延長	100,000m	10 年間累計 (R6～R16)	●		
市内事業者が木質チップ加工を 目的とした買取量	24,500t	R16 年度実績	●		
木材の素材生産量	51,200 m <sup>3</sup>	R16 年度実績	●		
生しいたけ生産量	8.0t	R16 年度実績	●		
乾しいたけ生産量	2.8t	R16 年度実績	●		
小規模治山事業 実施済件数	15 件以内	10 年間累計 (R6～R16)		●	
森林セラピー体験者数	3,600 人	R16 年度実績			●
小・中学校における 森林学習活動実施済回数	140 回	10 年間累計 (R6～R16)			●
森林情報 HP 閲覧件数	77,000 件	R16 年度実績			●
森林保全協定等締結済件数	10 件	10 年間累計 (R6～R16)		●	●

参考値		内容
数値	備考	
4,261ha	過去 9 年累計 (H25～R3)	平成 25 年度から計画的に進めているため、これまでの実績をもとに目標値を設定しました。
16,751ha	R3 年度実績	平成 30 年度以降は林班計画から区域計画に変更されているため、区域計画変更後の認定面積の年平均をもとに算出し、経営体制の強化による効果を見込んだ数値を目標値として設定しました。
54 人	R3 年度実績	山口市総合計画と同じく、人口減少や高齢化の状況を踏まえ、現状維持を目指して目標値を設定しました。
558ha	R1～R3 実績 (平均)	山口市総合計画(計画期間:令和 9 年度まで)で設定されている目標値を、ビジョンの計画期間(令和 6 年度～15 年度)まで同等の成長率で延長して目標値を設定しました。
96,112m	過去 10 年累計 (H24～R3)	平成 24 年度から令和 3 年度までの整備延長の合計に、森林施業が進むことを見込んだ数値を目標値として設定しました。
7,814t	R3 年度実績	山口市環境基本計画(計画期間:令和 9 年度まで)で設定されている目標値を、ビジョンの計画期間(令和 6 年度～15 年度)まで同等の成長率で延長して目標値を設定しました。
49,000 m <sup>3</sup>	R3 年度実績	山口市総合計画(計画期間:令和 9 年度まで)で設定されている目標値を、ビジョンの計画期間(令和 6 年度～16 年度)まで同等の成長率で延長して目標値を設定しました。
6.0t	R3 年度実績	しいたけの生産量は、年々減少傾向にあるため、令和元年度～令和 3 年度実績の平均値を目標値として設定しました。
2.7t	R3 年度実績	
8 件	過去 10 年累計 (H24～R3)	全国で異常気象による災害が頻発している状況を踏まえ、現状維持を目指して目標値を設定しました。
1,366 人	R3 年度実績	森林セラピー体験者数は、新型コロナウイルス拡大前の最大値(令和元年度)と同程度の数値を目標値として設定します。
133 回	過去 10 年累計 (H24～R3)	平成 24 年度から令和 3 年度までの実施回数に、学習活動の拡大を見込んだ数値を目標値として設定しました。
39,749 件	R3 年度実績	平成 29 年度から令和 3 年度までのアクセスの増加数をもとに算出し、森林への期待の高まりを見込んだ数値を目標値として設定しました。
8 件	過去 10 年累計 (H24～R3)	これまでの実績をもとに、目標値を設定しました。

## ◇参考資料

### ○前回計画に掲げた目標の達成状況

平成 25 年に策定した、「森林・林業ビジョン」で設定した目標は下表のとおりです。「森林・林業ビジョン」では、10 年間で達成すべき目標として令和 5 年度までの実績値を目標として定めておりましたが、改定時点で数値が確定している令和 3 年までの値で現状の評価を行いました。

項目	目標(R5)	比較基礎 (平成 25 年 3 月策定)		実績値		評価
		数値	備考	数値	備考	
<b>I 地域産業を支える活力に満ちた林業の振興</b>						
<b>1.集積性の高い森林経営の確立</b>						
森林経営計画認定森林面積(ha)	23,500	—	—	16,751	10 年間累計 (令和 3 年度実績)	○※1
森林の境界を明確にした面積(ha)	1,000	—	—	4,261	10 年間累計	◎
造林作業路整備済延長(m)	38,000	30,496	過去 10 年累計	96,112	10 年間累計	◎
<b>2.効率的な加工・流通体制の形成</b>						
素材生産量(m <sup>3</sup> )	100,000	31,626	H23 年度実績	49,000	令和 3 年度実績	△
<b>3.市内産木材の利用拡大</b>						
素材生産量(m <sup>3</sup> )	100,000	31,626	H23 年度実績	49,000	令和 3 年度実績	△
<b>4.特用林産物の生産拡大と生産体制整備</b>						
生しいたけ生産量(t)	130.0	36.3	H23 年度実績	6	令和 3 年度実績	△
乾しいたけ生産量(t)	5.5	4.8	H23 年度実績	3	令和 3 年度実績	△
<b>II 市民の生活環境を守る森林保全</b>						
<b>1.自然災害等を防備する森林保全</b>						
小規模治山事業実施済件数(件)	15 件以内	11	過去 10 年累計	8	10 年間累計	◎
<b>2.水源涵養機能をもつ森林保全</b>						
広葉樹造林済面積(ha)	250.0	93.3	過去 5 年累計	98	10 年間累計	△
<b>III 安らぎと潤いを与える森林活用</b>						
<b>1.保健・レクリエーション機能を活かした森林活用</b>						
森林セラピー体験者数(人)	3,000	1,405	H23 年度実績	1,366	令和 3 年度実績	○※2
<b>2.郷土愛を醸成する森林活用</b>						
小・中学校における森林学習活動実施済回数(回)	100	4	H23 年度実績	133	10 年間累計	◎
<b>3.主体間の連携を促進する里山活用</b>						
森林情報 HP 閲覧件数(件)	26,000	—	—	39,749	令和 3 年度実績	◎
森林保全協定等締結済件数(件)	30	—	—	8	10 年間累計	△
森林の保全や活用に参加・取り組んだことのある市民の割合(%)	20.4	15.4	H23 年度実績	15.1	平成 29 年度実績	△※3

◎：達成 ○：年度によっては達成 △：達成は困難

※1 H30 に林班計画から区域計画に変更され、森林組合阿東の面積が大幅に減少。計画変更前の認定面積は H29 年時点で 24,327ha であり、達成しています。

※2 令和 2 年～4 年にかけては、新型コロナウイルスの影響で体験者数は 1,300～1,400 人程度でしたが、平成 30 年に 3,577 人、令和元年に 3,791 人で達成しています。

※3 アンケート調査を H29 年度で終了しているため、H29 年度実績で評価を行いました。



## ○山口市建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針

### 山口市建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針

#### 第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、山口県が定める建築物等における木材の利用促進に関する基本方針に即して策定するものであり、本市の建築物等における木材の利用の促進に関する必要な事項を定める。

#### 第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「地域材」とは、山口市内の山林で産出された木材とするが、それらが手当できない場合にあっては、山口県産木材とする。
- (2)「木造化」とは、建築物の構造耐久上主要な部分（柱、梁、壁等）の全て又は一部に地域材を使った新築及び増改築とする。
- (3)「木質化」とは、建築物の内装、外装及び外構の全て又は一部に地域材を用いることとする。

#### 第3 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

##### 1 木材の利用の促進の意義

木材は断熱性、調湿性に優れ、衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有するほか、利用のため伐採した後、植林し、保育していくことにより、循環利用できる環境にやさしい資源とされている。また、長期間にわたり炭素を貯蔵することができ、製造時のエネルギー消費が比較的少なく、さらに燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有している。加えて、木材によって創出される空間は、人の健康面や心理面においても良い影響をもたらすとされている。

森林資源の豊富な山口市において、再生可能な資源である木材の利用を促進することは、森林の適切な整備につながり、脱炭素社会の実現、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮、地域経済の活性化等へ貢献することが期待できる。

また、市が公共建築物等において、率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用を推進することはもとより、市民が木材の良さを知り、木材文化を再発見する機会を創出することで、市民による建築物等の木材の利用拡大が期待できる。

##### 2 木材の利用を促進する建築物

木材の利用を促進する建築物は、法第2条第1項に定めるものとする。市は法第14条の規定に基づき、地域材を利用した住宅建築に係る支援に努める。また、木材の利用促進について、広報やホームページ等を活用した情報発信を行うことにより、地域材の利用促進に取り組むものとする。

##### 3 木材の利用を促進する公共建築物

木材の利用を促進する公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物で広く市民の利用に供される公共性の高い建築物とする。

当該建築物の整備にあたっては、地域材の積極的な利用に努め、建築材料、建築材以外の各種材料やエネルギー源としても可能な限り、利用に努める。

#### 第4 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

- 1 市が整備する公共建築物の新築、増築又は改築を行う場合、コストや技術の面などの理由から木造化が困難な場合を除き、積極的に木造化を図るものとし、木造化が困難な場合においても、木質化を図る。また、山口市公共建築物木材利用推進計画を定め、関係部局が計画又は実施する事業について総合的な調整を行い、地域材の利用促進を図る。
- 2 公共土木工事については、木材が利用可能な工種について、地域材の利用に努める。
- 3 市が公共建築物に導入する机、書棚等の物品について、地域材を利用した製品の導入に努める。
- 4 市が公共建築物等を解体する際に発生した木材について、資源の有効利用の観点から、燃料利用等に供するため、木質バイオマス化に努めるものとする。また、市が公共建築物に導入する暖房設備等について、可能な限り木質バイオマス製品の導入に努める。

#### 第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

建築物に利用する木材の円滑な供給を確保するため、森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の木材生産に携わる者は、相互に連携して路網の整備、高性能林業機械、スマート林業技術の導入、森林施業の集約化により林業の生産性の向上に努めるとともに、計画的な主伐及び間伐と的確な再生林の推進など、森林の持続的な循環利用を推進する。また、木材の需給に関する情報を共有し、需要に応じた木材の安定供給に努める。

#### 第6 その他建築物等に供する木材の利用の促進に関する必要な事項

- 1 体制整備に関する事項  
市は、地域材の円滑な利用を推進するため、関係機関との連絡調整等を行う。
- 2 普及啓発に関する事項  
市及び木造施設の管理者は、施設の来訪者に対し、木の温もりや香りなど木の良さ等の普及啓発に努める。また、市は、公共団体以外の者が整備する公共建築物においても、積極的に地域材が利用されるよう、その理解と協力を求める。
- 3 公共建築物の整備において考慮すべき事項  
公共建築物等を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図り、その計画・設計等の段階から、設計コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分留意する。

## ○山口市内外の法令や計画の変遷

国内では、森林・林業に関する法令として、平成 31 年に「森林経営管理法」「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、国内の森林施業を後押しする制度がスタートしています。また、脱炭素社会に向けて、地域で産出される木材を有効活用することを定めた「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されています。

県内では、令和 4 年に総合計画である「やまぐち未来維新プラン」が策定されるほか、「山口県中山間地域づくりビジョン策定」「やまぐち農林水産振興計画策定」等の里山や農林業の保全・利活用に焦点を当てた計画が策定・改定されています。

こうした森林・林業に関する重要な法令・計画と整合を図りながら様々な施策を総合的・計画的に推進していくことが必要です。

年	月	主な出来事	国	山口県	山口市
平成 30 年	3 月	第二次山口市総合計画前期基本計画策定			●
		山口市環境基本計画策定			●
	10 月	やまぐち維新プラン策定		●	
		山口県中山間地域づくりビジョン策定		●	
平成 31 年	4 月	森林経営管理法施行	●		
		森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行	●		
令和 2 年	4 月	山口地域森林計画書（山口森林計画区）		●	
		山口市森林整備計画			●
令和 3 年	3 月	山口県環境基本計画-第 4 次計画-策定		●	
		山口県地球温暖化対策実行計画-第 2 次計画-策定		●	
	4 月	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律施行	●		
	6 月	森林・林業基本計画閣議決定	●		
		2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略の策定	●		
10 月	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行	●			
令和 4 年	3 月	山口市森林整備計画変更			●
	10 月	林業労働力の確保の促進に関する基本方針変更	●		
	12 月	やまぐち未来維新プラン策定		●	
山口地域森林計画（山口森林計画区）変更			●		
令和 5 年	3 月	山口県中山間地域づくりビジョン策定		●	
		やまぐち農林水産振興計画策定		●	
		山口県地球温暖化対策実行計画-第 2 次計画改定版-策定		●	
		第二次山口市総合計画後期基本計画策定			●
		山口市環境基本計画《中間見直し》策定			●
		山口市定住自立圏共生ビジョン策定			●

## ○森林の効果と SDGs の関係

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、2015年の国連サミットで採択された2030年を年限とする国際目標であり、「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて、17のゴール（目標）が設定されています。森林・林業の観点では、環境問題など持続可能性への関心の高まりから、林業・木材生産関係者に加え、様々な主体による森林との多様な関りが広がりつつあり、森林の整備・保全や地域活性化にもつながっています。

こうしたSDGsの理念は、本市の目指すまちの豊かさと、その方向性を同じくしていることから、本市においても、SDGsの理念を踏まえた施策展開を図っていく必要があります。

### 【森林の効果と SDGs の関係】



## ◇用語解説集

	用語	解説
あ		
		作成中